

# 乙女高原案内人設置要綱

## 1. 目的

乙女高原案内人(以下、「案内人」という)は、乙女高原等でインタープリテーション活動( )を行い、人びとが乙女高原の自然や文化遺産に親しみ、学ぶきっかけを与えたり、その手助けをする。そして、乙女高原を守っていこうという乙女高原ファンの底辺を広げ、保全活動の発展をめざす。

案内人には、乙女高原についての知識や自然解説の技能、自然保護の哲学を身につけてもらい、より高いレベルで乙女高原の保全活動に関わってもらおう。

インタープリテーションとは「自然の発するメッセージやその地域地域の人と自然との関わりによって育まれてきた歴史・文化遺産を、訪れた人に分かりやすく伝える」ことである。その担い手のことをインタープリターと言う。

## 2. 登録

次の(1)(2)のいずれかに該当する者は、案内人として登録できる。

- (1) 乙女高原案内人養成講座を受講し、必要な知識等を習得した者。
- (2) 乙女高原ファンクラブが(1)と同等以上と認めた者。

## 3. 登録の期間

案内人の登録期間は2年間とする。ただし、登録期間が過ぎても再登録できる。

## 4. 登録の抹消

乙女高原案内人としてふさわしくない言動があったと乙女高原ファンクラブが認めた場合、登録が取り消されることがある。また、本人から申し出があった場合も、登録を取り消す。

## 5. 報酬

無償とする。ただし、教材費、消耗品費、資料代等については予算の範囲内で支出する。

## 6. 業務

本要綱の目的に沿ったインタープリテーション活動を行う。

### 【活動例】

- ・ 乙女高原自然講座の企画・運営
- ・ 乙女高原で行われる小学校の自然教室へのインタープリテーション支援
- ・ 乙女高原ファンクラブ主催事業の企画・運営(スタッフとして参画)
- ・ その他、目的に沿った案内人の自主的な活動

## 7．業務時の留意事項

- ・ 活動するにあたっては、事務局と事前に十分打ち合わせをすること。
- ・ 活動時には案内人であることがわかるよう名札とワッペンを着用すること。
- ・ 活動後に活動内容を報告書にまとめ、提出すること。

## 8．付 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。